

問題①

(解答)

(借) (未収収益)	20	(貸) (有価証券利息)	20
(借) (有価証券利息)	(15)	(貸) 投資有価証券	(15)
(借) 投資有価証券	(10)	(貸) その他有価証券	(7)
		評価差額金	
		繰延税金負債	(3)

(解説)

- 1つ目の仕訳

約定利回り(2%)の未収計上 償還額 $1,000 \times 2\% = 20$

- 2つ目の仕訳

償却原価法の適用

$(\text{取得原価 } 1,030 - \text{償還額 } 1,000) \times (12 \text{ か月(当期の月数)} / 24 \text{ か月(取得から償還までの月数)})$
=15

- 3つ目の仕訳

時価 1,025 - 投資有価証券の償却原価 1,015(*) = 10

(*)取得原価 1,030 - 有価証券利息のマイナス 15(償却原価法の適用) = 1,015

問題②

(解答)

● ×

(解説)

時価を把握することが極めて困難な株式でも、外貨建のものは期末日レートでの換算により換算差額が生じ、当該差額は其他有価証券評価差額金に計上される(スライド P.28)
問について、正しいものには○、誤っているものには×を付けてください

● ×

(解説)

満期まで保有する意図があることから時価評価が免除される満期保有目的の債券であっても、売却自体は企業活動であるため、そこまでは制限されていない。ただし、合理的な理由なく売却した場合には、他の満期保有目的の債券を其他有価償還などに振り替える必要が出てくる(スライド P.33)

● ○

(解説)

其他有価証券評価差額金は税効果会計の適用対象である。含み益については繰延税金負債が計上され、一方で、含み損に対しては、その回収可能性を検討した上で、繰延税金資産が計上される原則である(スライド P.30)

● ○

(解説)

時価を把握することが困難な株式については、時価の下落による減損の定めはないが、投資先の実質価額が著しく低下した場合、原則として減損となる(スライド P.21)

● ×

(解説)

上場子会社株式及び上場関連会社株式の決算における処理は、仮に時価があったとしても事業投資としての性格を鑑みて時価評価されないが、減損の要否及び減損額の測定は、市場価格(時価)を基礎として行われる(スライド P.21)